

第381回（平成24年9月）

小野市議会(定例会)発言通告書

議会事務局

一般質問発言通告書

1 高坂 純子 議員

質問項目

第1項目 議案第50号 平成24年度小野市一般会計補正予算(第1号)について

第2項目 今後改築が見込まれる学校教育施設について

第3項目 安全安心メールの周知と活用について

要点・要旨

第1項目 議案第50号 平成24年度小野市一般会計補正予算(第1号)について

答弁者 市民福祉部参事

歳出、款4衛生費、項1保健衛生費、目4予防費、ポリオ予防接種経費18,932千円の具体的内容についてお伺いします。

第2項目 今後改築が見込まれる学校教育施設について

小野市の学校教育は、平成23年度に市内の全学校に空調設備を整備し、より良い学校環境の中、ICT教育の推進により学習効率の向上、脳科学に基づく16カ年教育などが着々と進んでいます。

学校教育施設等の整備に関しては、学校整備中期計画に基づき行われておりますが、国の補助金等を最大限に利用して、よりスピードアップして頂いているようお願いの限りです。

そこで、今後の計画について次の2点をお伺いします。

(1点目) 小野東小学校体育館建設について

答弁者 教育次長

小野東小学校校舎の改修工事も始まり、児童たちは新しい仮設校舎に興味津々で、少し窮屈ながらも新学期がスタートしています。

運動場が狭くなった関係で体育館を利用する機会も増えます。ご存じのように、小野東小学校は児童数が多く、体育館は手狭でありバレーコートも2面も取ればサーブを打つのも壁際のギリギリの状態です。また、風通しも悪く、校区の方々からは「体育館も一緒に工事して貰えるのだろうか。」などといったご意見が出ています。今後の体育館の改修工事計画はどのようになっているのかお伺いします。

(2点目) 給食センターの建替えについて

答弁者 教育次長

昨年もお尋ねをしていますが、給食センターは昭和42年に建築されたもので、過去4回にわたり一部の増築を行い、職員の方々が工夫を凝らして修繕作業等も行い、安全安心の給食づくりを担っておられます。

給食献立検討委員会にも傍聴させて頂いていますが、老朽化した給食センターで工夫をされながら子ども達への給食を作られるご苦労が伝わります。

給食センター整備は、現在進行中の学校整備中期計画が完了した後の次期計画になるようですが、今後どのように進んでいくのかお伺いします。

第3項目 安全安心メールの周知と活用について

平成22年10月にリニューアルした小野市安全安心メールは、防災・交通・防犯・消防など生活の安全を守る情報を発信しています。

今年度は8月20日迄の間で、防犯14・交通2・防災18・その他5、合計39件もの配信がありました。今年の様な炎天下が続く日には、水分補給の促しなども配信され、熱中症対策にも一役かかっていました。市民の皆さんにとって、より大切な情報源である安全安心メールを大いに活用して頂きたいものです。そこで次の4点をお伺いします。

(1点目) 登録者数の推移について

答弁者 市民安全部長

平成22年度は、今までの登録者の継続もあり2,410件、平成23年度は登録者数865件。平成24年度は8月現在で250件。合計3,525件です。

小野市全体の世帯数や利用目的を考えた時、この数値をどのように評価されているのかお伺いします。

(2点目) 安全安心メールの効果について

答弁者 市民安全部長

台風情報のメールを受ければ、事前に家の周りの物が飛ばないようにしたりして、大きな被害が無いように気を付けます。不審者情報なら家族や近所で情報交換等を行い注意を払います。

きっとそういったことから効果も出ていると思います。具体的な効果についてお伺いします。

(3点目) 学校との連携について

答弁者 市民安全部長

先般7月3日(火)午前7時41分「大雨洪水警報」が小野市に発令された際、各学校では登校時間と重なった為、すぐ帰宅させた学校や、給食を食べさせてから帰宅させた学校があったようです。中には大雨の中、引き返す児童もあり危険も感じた次第です。

P T Aでは、「各自で安全安心メールに登録をしましょう」と呼び掛けも行っているそうですが、学校との連携が取れるような安全安心メールが必要ではないかと思いますが、考えをお伺いします。

(4点目) 高齢者への周知等について

答弁者 市民安全部長

安全安心メールは住所・氏名・性別のみで登録できる為、年齢層が把握できないのですが、特に高齢者の登録者数を増やすために交通安全教室や健康講座等で安全安心メールのP Rや登録方法の説明が必要だと思いますが、考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

2 河島 三奈 議員

質問項目

第1項目 議案第53号 小野市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

要点・要旨

第1項目 議案第53号 小野市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

本議会に上程されました議案第53号小野市空き家等の適正管理に関する条例の制定について、質問させていただきます。

市内に点在する空き家・廃屋は、現在545戸と市内全体の一戸建て軒数の4.38%になっています。その中には目に見えて危険な物件や、近隣に多大な影響を与える物件も少なくはありません。管理不全な空き家（以下「廃屋」という。）を放置しておくことは、倒壊等による近隣家屋への被害の面だけではなく、不審者の侵入や放火という防犯の面でも問題になります。また、害虫の発生やスズメバチに代表される危険な蜂の巣の温床になる場合もあり、問題があると思います。

廃屋に対する問題の提起やその対策の条例化は、全国でなされてきており、私が所属する民生地域常任委員会でもすでに条例化された山形県酒田市に視察に行き、条例制定後の効果等を調査してきました。

そこで、今回上程された条例の内容について次の6点をお伺いします。

(1点目) 調査に伴う判断基準及び自治会の実態把握について

答弁者 地域振興部長

緊急雇用就業機会創出基金事業の一環として、空き家・廃屋の調査をされた際、その判断基準はどのように決められたのか。また、各自治会の区長はじめ役員の方々が、地元の空き家・廃屋についての実態をどの程度把握されているのか、聞き取り等は行われたのかお伺いします。

(2点目) 過去の苦情・要望案件への対処とその結果について

答弁者 市民安全部次長

8月22日付の神戸新聞では、2006年度以降、危険な空き家に対する市への要望件数が13件あり、うち何らかの処置が施されたのは4件との報道がありました。その4件については、どのような処置をされ改善に至ったのか、また改善されていないところはどのような理由でできなかったのかお伺いします。

(3点目) 行政代執行を明文化した理由について

答弁者 市民安全部次長

先進市である埼玉県所沢市や近隣の三木市などは、廃屋の所有者に対して指導、勧告、命令、公表までとするところが多い中で、あえて行政代執行の厳しい処置を条例に盛り込んだ理由についてお伺いします。

(4点目) 自治会の役割について

答弁者 市民安全部次長

この条例の中での自治会、主にその町の区長さんになるのでしょうか、その具体的な役割についてお伺いします。

(5点目) 将来的な見通しについて

答弁者 市民安全部次長

視察に伺った酒田市では、条例制定後のプラスの効果とマイナスの効果について説明を受けました。特に酒田市が将来的な課題として懸念されていたのは、公的資金を投入することにより、無責任な所有者を助長するのではないかという点です。

酒田市の条例にはない行政代執行という最終手段を小野市は明記されていますが、「いずれ市がなんとかするだろう」という考えを助長しないかというところが気になるのですが、その点についてどのようにお考えなのかお伺いします。

また、この条例を制定、周知することにより、どのような効果が期待できるとお考えなのかお伺いします。

(6点目) 空き家の有効活用について

答弁者 地域振興部長

少子高齢化等による人口の減少、ライフスタイルの変化などにより空き家・廃屋の数が増えていくことは、全国的にも予測されています。小野市においても例外ではないと思います。

今回の条例第3条第2項には、「市長は、空き家等の所有者に対し、その所有者の空き家等が管理不全な状態になってしまわないように、空き家等の有効活用に必要な指導又は支援を行うことができる」と定められています。

空き家を廃屋にしないためには、空き家の有効活用を促す登録制度などの創設が必要と考えますが、制度創設についての考えをお伺いします。

一般質問発言通告書

3 井上 日吉 議員

質問項目

- 第1項目 保育行政について
- 第2項目 減反政策について
- 第3項目 自然災害について
- 第4項目 夢プラン2020について
- 第5項目 いじめ等防止条例の運用について
- 第6項目 運動施設及び公園の利用の現状について

要点・要旨

第1項目 保育行政について

少子高齢化と人口減少の時代にあって、保育所（園）の運営も苦難の時代を迎えております。

しかしながら、幼児に対する保育の大切さ、難しさは、時代が変わっても変わるものではありません。

市内に14園ある保育所（園）では、国、県、市、地域、保護者からの応分の負担をいただきながら、約1,500人余りの幼児に対する保育を、保育士の方々により、朝から夜までの長時間にわたり、支えていただいております。

「地域の子どもは、地域で育てる」と言われるように、子育て支援については、保育所（園）のみならず、地域、市を上げた取組を行っていく必要があると考えております。

中学3年生までの医療費の完全無料化の実施など、子育て支援に対しては、とり

わけ、力を注いでおられる当局の保育所（園）に対する考えについて、次の2点をお伺いします。

（1点目）正規保育士の採用について

答弁者 市民福祉部長

各保育所（園）の正規保育士の採用方法はどのようになっているのか、また採用試験問題は、どの機関で作られているのかお伺いします。

（2点目）市立保育園について

答弁者 市民福祉部長

本来、子育て支援の原則は、市立保育園の組織が望ましいと思いますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 減反政策について

経済の進展とライフスタイルの変化等により、日本人の食文化は大きく変わり、和食以外の食事が多くなるなど、日本人としては一抹の寂しさを感じながら毎日食事をしている現状です。

また、コメ余りにも関わらず、政府は外交政策の一端として外国産のコメを輸入するなど、更にコメ余りの環境をつくり、減反政策を余儀なくされています。

現在では、転作する面積を配分する方法から、生産できる数量を配分する方法に移行しています。

そこで、減反政策について次の4点をお伺いします。

（1点目）減反政策の小野市の現状について

答弁者 地域振興部次長

（2点目）大農家と小農家との減反による利益の差異について

答弁者 地域振興部次長

(3点目) 加工用米の制度について

答弁者 地域振興部次長

(4点目) 農業者戸別所得補償制度について

答弁者 地域振興部次長

第3項目 自然災害について

昨年の3月11日に発生しました東日本大震災は、世界の人々が声も出ないほどの未曾有の大災害でした。

東日本大震災後、行政機関などから国家の根幹が揺らぐような被害想定が発表されています。先月には、中央防災会議と内閣府によるマグニチュード9クラスの南海トラフ巨大地震についての被害想定が公表され、最悪のケースでは死者32万人、負傷者62万人、要救助者33万人、全壊・焼失238万棟と推定されております。

また、小野市においても、山崎断層と草谷断層が同時に活動したときの県の想定では、避難者数は約3万人、全壊棟数で約17,000戸と予測されています。

そこで、次の4点について当局の考えをお伺いします。

(1点目) 防災備蓄倉庫の備蓄品の種類と数量について

答弁者 市民安全部長

(2点目) 備蓄品のうち、食品の消費期限の切れたものの処分について

答弁者 市民安全部長

(3点目) 被害想定について

答弁者 市民安全部長

自然災害の大きさを計り知れないゆえに、県は災害を過大評価しているかのように感じますが、当局の考えをお伺いします。

(4点目) 災害発生時の児童生徒の対応について

答弁者 教育長

児童生徒が学校にいるときに大地震が発生した場合、どのように対応されるのか当局の考えをお伺いします。

第4項目 夢プラン2020について

(1点目) 夢プラン2020と市庁舎建設の関連について 答弁者 市長

市長は、就任当初から「仕事をする庁舎は、プレハブの建物でもよい。」と機会あるごとに持論として語っておられたことを、私は今もこの耳でよく覚えています。最近の市長の発言の中に、防災センターの建設と市庁舎の建設の構想をよく聞きます。

防災センターの建設は、夢プラン2020に計画として掲載されていますが、市庁舎の建設は、どのページにも掲載されておりません。夢プラン2020と市庁舎建設の関連について市長の考えをお伺いします。

(2点目) 防災センターの計画について 答弁者 井上副市長

当初計画より前倒しで防災センターの整備に取り組むとのことですが、その計画についてお伺いします。

第5項目 いじめ等防止条例の運用について

すべての人は、かけがえのない一人の人間として互いに尊重されなければなりません。

小野市では、市民憲章や差別を許さない都市宣言、いじめ等追放都市宣言の下、あらゆる人権課題の解決に向け、積極的な施策を展開しており、大きな事案などは起きておりません。

現在、物質的には豊かな生活に恵まれている反面、一方では、心の荒廃やいじめ等の問題が、家庭、学校、企業、地域社会などで起こり、憂慮される時代となっています。

いじめは、人権を脅かす行為であります。今、社会で大問題となって報道されている問題は、いじめの事象のみを報道し、問題視されていますが、当事者を除く第

三者である学識経験者、報道関係者のすべてが問題の本質にいずれも触れていない、触れようとしないと感じています。

そこで、次の3点について、当局の考えをお伺いします。

(1点目) いじめ等防止条例を運用されるにあたっての施策について

答弁者 市民安全部長

(2点目) いじめ等防止条例施行前後の変化について

答弁者 市民安全部長

(3点目) 教育現場での問題点について

答弁者 教育長

第6項目 運動施設及び公園の利用の現状について

市内には、多くの運動施設や公園が整備されており、多くの市民の方々が趣味や健康増進等のために利用されています。

そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 河合運動広場について

答弁者 教育次長

河合運動広場は、条例により教育委員会が管理するとなっており、現在は、指定管理者である(財)小野市都市施設管理協会が管理業務を行っています。

河合運動広場を使用する場合は、許可を受けなければならないほか、多目的グラウンド及びテニスコートを使用する場合は、使用料を前納しなければならないとされています。

そこで、多目的グラウンドの北側にある多目的広場につきましては、グラウンドゴルフをするためなどに使用されておられますが、この広場についての使用基準等、使用に関してどのような取り扱いをされているのかお伺いします。

(2点目) ひまわりの丘公園の水遊び施設について **答弁者 地域振興部長**

ひまわりの丘公園は、芝生の広場が大変広く、多くの来園者の方が利用されております。最近、夏季の気温が大変高温となっていますので、小さな子供などを連れて遊びを楽しんでおられる親子のために、浅い水遊びのできる施設を設置してはと思いますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) 公園施設でのサッカーについて **答弁者 地域振興部長**

市内には、多くの運動施設が整備され、そこでサッカー競技を日々楽しんでいる若者や子どもたちがたくさんおられます。一方、ひまわりの丘公園の芝生広場でサッカーを楽しみたい人から、「多くの規制があり現状では、利用させてもらえない。」といった声を聞きますが、規制の現状についてお伺いします。

一般質問発言通告書

4 山本 悟朗 議員

質問項目

- 第1項目 議案第53号 小野市空き家等の適正管理に関する条例の制定について
- 第2項目 地域の防災について

要点・要旨

第1項目 議案第53号 小野市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

空き家、廃屋問題については、多くの自治体で問題とされるなか、さまざまな方法でその対策が始まっています。

当局におかれましては、いち早くその対策を検討され、「小野市空き家等の適正管理に関する条例」を上程いただきました。

個人の資産に対しては、その利用方法について、行政はできるだけ関与すべきではないものの、公共の福祉に反する資産の利用については、関与せざるをえないことを理解します。

今回の条例第13条には、究極の事態への対応として、行政代執行の手続をとる旨の記載があり、廃屋問題は絶対に中途半端にしないという当局の姿勢と、空き家、廃屋の解体等に係わる費用は、所有者が負担するものであるとの認識を持った上で、今回上程されました議案を前向きに捉えております。

今回の条例制定の背景、狙いなどにつきましては、先の河島議員の質問において、すでに当局より答弁いただいております。私からの質問は先の質問とできる限り重

複しないように、次の4点についてお伺いします。

(1点目) 条例第8条記載の廃屋跡地の有効利用について

答弁者 市民安全部次長

廃屋跡地の有効利用策として、自治会の事業として有効利用する方法と、市街化区域に限って、市が整備管理を行う方法が挙げられていますが、跡地の利用については、跡地の所有権を自治会又は市に移転することになるのでしょうか、賃貸借とされるのかお伺いします。

自治会が管理する場合において、廃屋撤去に要する費用の一部について補助金の交付をおこなう場合には、その補助率についてどのようにお考えでしょうか。それぞれの方法について、年間の実行件数は何件程度を想定されておられるのかお伺いします。

(2点目) 条例第13条と建築基準法との競合について 答弁者 市民安全部次長

保安上危険な建築物等に対する措置については、建築基準法第9条及び第10条に規定があり、特定行政庁に行政代執行の権限を与えており、小野市内で廃屋の解体を行政代執行で実施する場合には、建築基準法の定めによれば、実施主体は兵庫県ということになります。

行政代執行は、公権力の強力な発動でありますから、その規定を設けるにあたっては、より慎重に審査する必要があると考えます。条例第13条が「条例は法律の範囲内で制定することができる」という法体系のあり方のなかで、問題があるのではないかとの危惧を感じていますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) 条例第14条について

答弁者 市民安全部次長

廃屋の所有者が不明な場合には、指導、勧告、命令を行うこともできず、その対応に苦慮することが予測されますが、その要件を定めた上で、原状回復が可能な範囲において、必要な措置を講ずることは極めて有効な対応だと考えますが、一方で、

急迫した危険を防止した後、その廃屋に対してどのような対策をとられることになるのかお伺いします。

(4点目) 廃屋の固定資産税について

答弁者 総務部長

地方税法第349条の3の2には、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例として、「専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋の敷地となっている住宅用地に対して課する固定資産税の課税標準は、当該用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。さらに、小規模住宅用地については課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。」という条文がございます。

「更地のまま土地を放置していたのでは、通常の税金を賦課しますが、そこに住宅が建設されれば住宅政策上の見地から税を減額しますよ。」という内容であります。

一方で、ただいま質問項目として取り上げている空き家問題についてはこの条文がネックとなっているように思えてなりません。

人が住まなくなった空き家が廃屋となっていく過程のなか、どの時点まで地方税法第349条の3の2の条文にある「専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供されている住宅用地」とみなし、固定資産税の減額がなされているのでしょうか。現在の実務の状況をお伺いします。

第2項目 地域の防災について

県の地域防災計画の見直しを受けて、地震被害の想定を大幅に見直すことになりました。

この事態を受けて、当局は、早速にも「地区別市政懇話会」を開催され、市民の方々のご意見を公聴いただくとともに、市民の方々に、自助・共助の大切さをご説明いただけたと感じております。

本日は、市民の皆様にご自助・共助をより積極的に進めていただく手助け、きっか

けづくりが必要ではないかとの思いから、以下の2点についてお伺いします。

(1点目) 共助のための訓練について

答弁者 市民安全部長

ひとつ事例をご紹介させていただきます。

6月28日、来住小学校で教職員向けの避難所開設訓練が実施されました。

6月8日の来住地区地域づくり協議会安全部会の席上で、校長先生から、「訓練を実施する」とのお知らせを受けておりましたところ、平日の昼間、しかも教職員向けの訓練と説明を受けていたにもかかわらず、来住地区の自治会長全員と、地域づくり協議会安全部会のメンバーがたくさん自主的に訓練に参加されました。予想外の展開に校長先生は大変驚いておられました。私自身も地域の方々の防災に対する意識の高さを改めて認識いたしました。

訓練には、市民安全部の職員の方々も指導にお越しくださり、実際に避難所の開設を行いました。なかなか手際よくはいかず、反省会では色々な課題が浮き彫りとなりました。

訓練終了後、参加者の方から「いざというときに、今回の訓練参加者が全員無事であるとも限らへんし、たくさんの方が色んな役割を果たせるように、訓練する必要があるなあ。」と伺いました。まさにその通りと感じました。

市では毎年8月に「自主防災組織リーダー研修会」を実施いただき、共助の大切さをお伝えいただくとともに、リーダーの育成を図っていただいております。これはとても大切な研修で、いざというときのために大変有効な施策であると認識しておりますが、一方で、もっと身近なところで、自分たちの実情に即した訓練の実施も大切なものと感じます。先の市政懇話会の席上でも、防災指導の出前講座のご要望があったと伺いました。第378回定例会の場において、消防長より「消防ハートフルチャレンジ」の内容を伺い、平成22年7月から本年2月までの間に1,156人もの市民が受講されたと伺ったのですが、先ほどお話しいたしましたような、小規模な災害対策訓練は市内でどれくらい開催されているのかお伺いします。

(2点目) 自助のための仕組み作りについて

答弁者 市民安全部長

災害発生時の食品、飲料水、日用品などについては、まず、家庭での備蓄が最重要だと考えられますが、各家庭での備蓄を推進するために、どのような取組をなされておられるのかお伺いします。

一般質問発言通告書

5 川名 善三 議員

質問項目

第1項目 議案第50号 平成24年度小野市一般会計補正予算(第1号)について

要点・要旨

第1項目 議案第50号 平成24年度小野市一般会計補正予算(第1号)について

次の6点についてお伺いします。

(1点目) 歳出、款2総務費、項1総務管理費、目13安全対策費、防災対策管理経費9,266千円の具体的内容について 答弁者 市民安全部次長

(2点目) 歳出、款4衛生費、項1保健衛生費、目4予防費、ポリオ予防接種経費18,932千円の具体的内容について 答弁者 市民福祉部参事

(3点目) 歳出、款7土木費、項3都市計画費、目2公園管理費、ひまわりの丘公園管理経費5,984千円の具体的内容について 答弁者 地域振興部長

(4点目) 歳出、款9教育費、項5幼稚園費、目1幼稚園費、幼稚園多子世帯保育料補助事業経費300千円の具体的内容について 答弁者 教育次長

川名 善三 議員

(5点目) 歳出、款9教育費、項6社会教育費、目4 好古館費、好古館整備事業費
1,000千円の具体的内容について

答弁者 教育次長

(6点目) 歳出、款9教育費、項7 保健体育費、目5 給食センター費、給食センタ
ー管理費の内、施設維持管理経費3,000千円の具体的内容について

答弁者 教育次長

一般質問発言通告書

6 松井 精史 議員

質問項目

第1項目 自治体の行う発電事業について

第2項目 議案第53号 小野市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

第3項目 有害鳥獣対策の強化について

要点・要旨

第1項目 自治体の行う発電事業について

昨年、3月11日に発生した東日本大震災では、津波等により福島第1原子力発電所が壊滅するなど想定をはるかに超える被害が発生し、約1万5千人の方が亡くなれ、今なお多くの方が仮設住宅などで避難生活を送られています。

本年7月、行政視察に行きました宮城県の石巻市では、「震災がれき」を1日300トン処理する仮設焼却炉が2基稼働し、「災害廃棄物」の処理を行っていました。

日本の電力供給であります。福島第1原子力発電所が壊滅したことを受けて、太陽光・風力などの自然エネルギーやメタン・木材・廃棄物などのバイオマスエネルギーなど、日本全体が再生可能エネルギーへと大きく見直しされようとしております。そこで、次の3点をお伺いします。

(1点目) 近隣自治体の「ごみ発電」の実態について 答弁者 市民安全部次長

近隣市において、すでに可燃ごみなどの廃棄物を焼却炉で燃やし、その余熱を利

用して発電している自治体はあるのかお伺いします。

(2点目) 小野クリーンセンターでの「ごみ発電」について

答弁者 市民安全部次長

小野加東環境施設事務組合の小野クリーンセンターで、「ごみ発電」は可能かどうか。また、売電などを含めた費用対効果についてお伺いします。

(3点目) 将来を見据えた再生可能エネルギーの利用について

答弁者 総合政策部次長

小野市においては、北播磨でいち早く自然エネルギーの活用として、一般家庭の太陽光発電補助に取り組んでいただき、大変うれしく思っております。

今後、小野市として再生可能エネルギーを利用した発電計画はあるのかどうかお伺いします。

第2項目 議案第53号 小野市空き家等の適正管理に関する条例の制定について

て

答弁者 市民安全部次長

空き家等の適正管理に関する条例については、昨年9月市議会定例会で空き家等の質問がなされ、当局として早速取り組んでいただき、このたび上程されたことは、大変うれしく思っております。

この条例は、昨日の河島議員及び山本議員から、すでに多くの質問をされておりますので、行政代執行法に基づき廃屋の撤去等を代執行された場合、その費用を所有者へ請求しても、納付なされないケースが考えられます。その場合はどうなるのかお伺いします。

第3項目 有害鳥獣対策の強化について

小野市での野生動物の被害については、アライグマやヌートリアの特定外来生物による被害は年々増え続けているのが現状であると思います。更に、市内農家の情報によりますとイノシシによる農作物被害が発生し、農家を困らせている事案が増えているようにも聞きます。

また、有害鳥獣捕獲許可の権限は、国、県、市が行うことになっておりますが、大半の捕獲権限は市町に移譲されたとも伺っております。

そこで、次の3点についてお伺いします。

(1点目) 小野市の農作物被害の状況について **答弁者 地域振興部次長**

特定外来生物を含む有害鳥獣による農作物被害の状況をお伺いします。

(2点目) 国・県・市町の有害鳥獣捕獲許可権限について

答弁者 地域振興部次長

有害鳥獣捕獲許可権限は、具体的に国、県、市町どのようになっているのかお伺いします。

(3点目) 今後の有害鳥獣対策について

答弁者 地域振興部次長

小野市は、担当課と兵庫県猟友会小野支部との連携により円滑な捕獲体制を構築され、高く評価するところでありますが、この有害鳥獣対策の問題については、いくら小野市が頑張っているとしても、活動範囲の広い野生動物であることから広域的な駆除対策が必要であると考えるところであります。小野市における今後の有害鳥獣対策についてお伺いします。

一般質問発言通告書

7 山中 修己 議員

質問項目

- 第1項目 議案第50号 平成24年度小野市一般会計補正予算(第1号)について
- 第2項目 「ゆぴか」リニューアル計画について
- 第3項目 ホテル建設計画について
- 第4項目 ジェネリック医薬品の普及について

要点・要旨

第1項目 議案第50号 平成24年度小野市一般会計補正予算(第1号)について

歳出、款2総務費、項1総務管理費、目13安全対策費、防災センター整備事業費1,790,000千円の内容について、次の3点をお伺いします。

(1点目) 防災センターの整備目的と具体的内容について 答弁者 井上副市長

(2点目) 救急デジタル無線整備事業について 答弁者 消防長

この事業は、法律で平成28年5月31日までに設置が義務付けられております。救急デジタル無線整備事業における機能等の具体的内容についてお伺いします。

(3点目) 防災センターの建設位置について 答弁者 井上副市長

地質調査を実施され、その結果から市役所東駐車場に建設位置を確定されたと思っております。具体的位置と必要スペースについてお伺いします。

第2項目 「ゆぴか」リニューアル計画について

答弁者 小林副市長

平成24年3月、市長は施政方針の中で、白雲谷温泉「ゆぴか」のリニューアルと「ゆぴか」に併設して宿泊施設の建設計画を発表されました。当初予算にも調査設計費として700万円の予算を計上されています。その具体的時期と内容についてお伺いします。

第3項目 ホテル建設計画について

答弁者 小林副市長

市長の公約の中で、唯一具体化していない項目があります。ホテル建設計画です。小野市には所謂「ホテル」といわれるものが少なく、市内へ来ていただくお客様に宿泊施設を紹介する場合は西脇、加古川、神戸等のホテル紹介を余儀なくされています。セレモニーホールが建設され、警察建設候補地も確保した今、市民が心待ちしているホテル建設が決まれば、小野市民にとってこんなにうれしいことはありません。候補地、ホテル会社及び建設時の条件はすでに決まっています。平成21年3月に延期宣言がなされてから丸3年経過しました。その後の経過及び現在の状況についてお伺いします。

第4項目 ジェネリック医薬品の普及について

平成23年度決算が確定しました。その中で、小野市の国保会計の決算額は年々増加しており、平成23年度は52億円となっております。少子高齢化及び高度医療化により、国保会計は増加の一途を辿ると推測されます。ご承知のとおり、国保会計は市が管理しなければなりません。市は様々な施策を実行し、国保会計の負担軽減を図ってきていますが、その1つとしてジェネリック医薬品の普及があります。平成20年6月第355回定例会の掘井議員の質問に対して、日本の普及率は17%であり、厚生労働省は平成24年度までにジェネリック医薬品の数量シェアを30%以上にするという目標達成に向け、国及びメーカーが行うべき取り組みを

明確にして進めているとの答弁がなされています。

そこで、ジェネリック医薬品の普及について次の2点をお伺いします。

(1点目) 医療費抑制効果について

答弁者 市民福祉部長

小野市民病院内での普及率については平成20年では5%、平成24年6月現在では7.6%と伺っています。

現在、国保に関係している小野市民が処方してもらっている薬の内、どれ位ジェネリックにとって代えることができる薬があるのかわからないし、価格差も一律ではない中で難しいとは思いますが、仮に現在の普及率が市民病院と同じく7.6%だとして、30%普及を達成すれば、どれくらい国保会計の負担軽減に効果が期待できるのかお伺いします。

(2点目) ジェネリック医薬品の普及促進について

答弁者 市民福祉部長

2008年4月にジェネリック医薬品の普及促進を図るため、処方箋の様式に2度目の改定がされたと聞いています。この内容をはじめ、小野市は普及促進に対してどのような方法を講じておられるかお伺いします。

一般質問発言通告書

8 藤原 章 議員

質問項目

第1項目 「人・農地プラン」について

第2項目 生活資金の貸付制度について

第3項目 通学バスの変更について

要点・要旨

第1項目 「人・農地プラン」について

農林水産省は、平成23年10月に策定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づき必要な施策を今後5年間で集中展開しています。この施策の中では、①新規就農の増加と規模拡大の加速（平地20～30ha、中山間地10～20ha）、②6次産業化、消費者との絆の強化、輸出戦略の立直しなど計画されています。

そして、この計画に基づき平成24年度からの農業施策として、「農業が厳しい状況に直面している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要がある。このため、それぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための『未来の設計図』となる『人・農地プラン（地域農業マスタープラン）』の作成をすすめる」としています。

この「人・農地プラン」の中心は、①今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）はどこか、②中心となる経営体へどうやって農地を集めるか、③地域農業のあり方（生産品目、経営の複合化、6次産業化）等を集落で話し合って決めると

されています。

私は、この「基本方針・行動計画」は一昨年来議論されてきたT P P参加問題の中で、農林漁業者の強い反対に遭い、批判をかわすために農林漁業のあり方を抜本的に見直すという議論の中から生まれてきたと考えておりまして、T P P参加の「地均し」とされるなら問題があると言わなければなりません。

確かに農業の担い手については深刻な状況にあるとは思いますが、こんな重大な事柄が、農家にも国民にもあまり知らさずに立案され、集落にプラン作成が要請されようとしていることに大きな疑問を抱いています。また、行動計画の柱のひとつである規模拡大（平地20～30ha、中山間地10～20ha）は、集落営農組織に集積する以外は大きな問題を残すし、実現困難でもあると思います。仮に農地が集積できても簡単に営農や経営がうまくいくとは思えません。しかし、国の方針が出ている以上、小野市もそれを受けて「人・農地プラン」作成の具体化を図ってゆかなければならない立場であると思いますので、次の3点についてお伺いします。

（1点目）「人・農地プラン」とは

答弁者 地域振興部次長

最初に「人・農地プラン」とはどのようなものか、背景、目的、制度などと併せて、今までの取組と、今後の策定方法やスケジュールについてお伺いします。またこのプランの作成は、基本的に集落を単位として行うと思いますが、「任意」なのか「義務」なのかお伺いします。

（2点目）日本の農業と農村にとって望ましい姿か

答弁者 地域振興部次長

私は、「人・農地プラン」で集落営農組織が経営体になる場合は意義と展望があると思いますが、経営体を個人や企業にするのは賛成できません。この「プラン」で今後の中心となる経営体を決めて、そこに農地を集積する方向を持つということは、強制ではないにしろ、農業を営む者をごく限られた人や組織に限定することになるのだらうと思います。この施策が進むと、結果的にはほとんどの農家が離農するか、自分で食べる以外のコメは作らないということになるのではないかとおわれ

ます。こうしたことが本当に日本の農業と農村にとって望ましい姿なのか、当局の考えをお伺いします。

また、仮に農地が集積できても価格補償や補助制度が機能しなければ経営がうまくいくとは思えませんし、経営の複合化や6次産業化を図るためには、資金をはじめ多方面の援助が必要だと思いますが、当局の考えをお伺いします。

(3点目) 今後の進め方について

答弁者 技 監

この「人・農地プラン」は日本農業の担い手とあり方を変えるという大きな問題を抱えていると思います。従って、行政当局は拙速をさけ、農業の将来を見通し、さまざまな問題を十分に話し合っ、地域の自主性を尊重し、慎重に進めなければならないと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第2項目 生活資金の貸付制度について

いろいろな事情で苦しい生活を余儀なくされている人達がおられますが、生活保護を受けるほど深刻な状況でなくても当面の生活費に困ったり、一時的な出費が賄いきれない時に、公的な生活資金の融資・援助制度があれば助かりますし、サラ金などに走ることも避けられると思います。そういうことで「生活福祉資金」などの貸付制度が出来ているのではないかと思います。近年は、非正規労働が蔓延する中で「貧困」が広がり、雇用保険など社会保障の網にかからない労働者が増えています。

こうした労働・雇用環境の悪化と、長引く不景気・仕事不足は労働者をはじめ、職人さんや一人親方さんの生活を苦しめ、不安定さと脆弱性が広がっています。こうした状況の中では生活を維持し、自活できるようにするための貸付制度・助成制度の重要性がますます大きくなっていると思いますので、その充実をめざす立場から次の3点についてお伺いします。

(1点目) どのような制度があるか

答弁者 市民福祉部長

所得の低い皆さんや障害者、高齢者の皆さんが生活を維持し、あるいは再建できるようにするための貸付制度は「生活福祉資金」を含めてどのようなものがあるのかお伺いします。また、市の独自制度があるのかお伺いします。

(2点目) 生活福祉資金について

答弁者 市民福祉部長

「生活福祉資金」についてその概略をお伺いするとともに、その中に一時的な出費に対応できるメニューがあるのかお伺いします。

(3点目) 離職時の生活支援について

答弁者 市民福祉部長

具体的に1件お尋ねしますが、雇用保険に加入されていない建築職人さんが勤め先を辞めたり、解雇されたりして、次の仕事先がなかなか見つからず、収入が途絶えて生活困難になっている場合に適用される制度があるのかお伺いします。

第3項目 通学バスの変更について

答弁者 小林副市長

小学校で遠隔地から通学している生徒は「通学バス」を利用していますが、現在は神姫の路線バスを利用し、バス代を小野市が補助していると思います。

今年の10月から路線バスに変えて、コミュニティバスに変更するとお聞きしていますが、その詳細をお伺いします。また、小野東小学校へ通うための大開町、栄町、長尾町及び日吉町からのバスはかなり児童が乗っており、コミュニティバスに変更した場合に1台で乗れるのか心配ですが、状況をお伺いします。

一般質問発言通告書

9 竹内 修 議員

質問項目

- 第1項目 学校におけるアレルギーについて
- 第2項目 脳脊髄液減少症による不登校について
- 第3項目 更なる子育て支援について

要点・要旨

第1項目 学校におけるアレルギーについて

平成20年第355回定例会、平成23年第374回定例会でもこの問題は取り上げられました。

今回も、市民からの要望を受けまして質問をさせていただきます。

2回にわたる質問に、小野市としての対応を伺いながら、アレルギー体質の方々の色々な不自由さは、当局も含めた市民の認知も広がっていることと実感しています。

かくいう私も、アレルギー体質で、10歳の頃よりアナフィラキシーショックを含め何度となくその反応を体験しています。

私が経験したアナフィラキシーショックは、主に花粉から始まるもので、ひとたびはじまると体中の血液が沸騰したようになり、皮膚には強烈なかゆみを伴う小さな赤い湿疹が表れ、次第に大きくなりやがては体全体に及びます。じんましんです。その過程で呼吸は辛くなり、涙や鼻水が吹き出し、目は腫れ充血し、自分では思うように身動きもとれず、体の中の嵐が通り過ぎるのをじっと待つような、とにかく耐えるということしかできなくなります。嵐の後も悲惨です。しばらくは水分の代

謝が悪くなり、体がどんどん浮腫^{むく}んでいきます。増えた水分を薬剤注射で、体外に尿として排出しなければならないことも度々ありました。

しかし、小学校の高学年から中学、高校へと成長していく過程でのこの体験は、何事にも増して貴重な経験であったと自覚しています。

見た目がなんら変わりなく健康そうに見える隣の人でも、アレルギーの免疫反応で、ここまで苦しむことを知ったことにより、人を思いやることを、人に対して優しくなることが出来たからです。

しかし、私は小学校高学年が最初の体験でしたが、やはり同年代であろう子供や更に幼い子供が、こういった症状に苦しんでいるのを見るのは、とても辛いものです。

子供自身はもちろん、見守る親など大人も辛いものですから、出来ることなら経験しないまま、成長してほしいと願わずにはられません。

以上の点を加味していただいて、第355回定例会、第374回定例会の内容を踏まえ、質問をさせていただきます。

(1点目) 食物アレルギー対象者、登録数の推移について 答弁者 教育次長
幼稚園から中学生までの登録者はどうなっているのかお伺いします。

(2点目) その他のアレルギー対象者の推移について 答弁者 教育次長
極度に激しい運動、花粉、体調などによってもアナフィラキシーショックは起きます。それについての登録の推移をお伺いします。

(3点目) 給食におけるアレルギー除去食について 答弁者 教育次長
兵庫県内又は近隣で、除去食を提供している自治体はあるのかお伺いします。

第2項目 脳脊髄液減少症による不登校について**答弁者 教育次長**

脳脊髄液減少症は、スポーツによるショックや交通事故などにより、頭部や全身を強打することで髄液が漏れ、頭痛や倦怠感と言った様々な症状を引き起こす疾病です。本年6月1日に、先進医療施設基準が決定され、7月1日から日本医科大学など、申請が認められた病院で公的医療保険との併用が認められる先進医療による治療が開始されました。

兵庫県では、明舞中央病院で治療を実施しています。治療方法はブラッドパッチ療法と呼ばれるもので、髄液の漏れている穴を自身から採取した血液で塞ぎ、正常に戻していこうとするものです。

ところが、この病気自体の症状が、多くの誤解を生んできているようです。極度の倦怠感、緊張を持続できにくいというのは、大人であれば、仕事に集中できないなどの症状につながります。以上のことを踏まえ質問をさせていただきます。

最近になって認知された疾病なので、該当する対象が絞りにくいと思っています。そこで、当該疾病による倦怠感等から不登校になっている児童生徒がいないのかどうか調査が必要だと考えますが、当局の考えをお伺いします。

第3項目 更なる子育て支援について**答弁者 市民福祉部長**

小野市は、近隣市に比べて子育ての環境がしっかりとしている。この言葉を聞くたびに、行政に携わる方々の、たゆまぬ努力とその姿勢に頭の下がる思いです。

子育てするなら小野、住むなら小野というのも当たり前になってきた感がありますが、高齢化率は上がるばかりで、労働者人口、働き盛りのお父さんお母さんにどんどん住んでいただきたいと思っていますし、これからも政策をもって私にできる限りの対応をしていきたい。微力ではありますが日々思いを新たにしています。

ある子育て世代の方から、相談を受ける機会がありました。現在、小野市内にお住まいの方々の中の発達障害のお子さん達についてです。子供たちの症状は様々で、生活も様々ですが、今回相談を受けたのは幼稚園、保育園、それらに通園前の年齢

の子供達のことでした。その方は、子供たちが外で走り回るのがなかなか難しいため、ストレス発散の助けとなるようにのびのび気をつかわずに運動させてやりたい、と思ったそうです。これは子供自身に限らず、その親にもストレスがたまってしまいうケースも少なくないため、声を掛け合い集まった親たちで、体操教室のようなものができないか考えているとのことでした。

軽微な運動と言っても、マットを敷いて怪我しない程度の運動量、それを可能とする屋内の部屋と、専門の先生が必要となります。しかし、この実現がかなり難しいという現実悩んでいるというのが相談内容でした。専門の先生にもお願いできたにもかかわらず、条件が合う場所がほとんどないそうです。

親子参加型のこういった催しはチャイコムなどでもありますが、自分たちでやってみようという試みに応えられる場所、あるいはそういった時に受け入れることができる環境というのが少ない現実を目の当たりにしたそうです。

結局その試みは部屋を借りて、バスタオルを敷いて間に合わせたそうですが、子供たちの安全も確保できて、必要な用具などがある程度準備されている、そういう場所の提供は実現できないか、当局の考えをお伺いします。